

令和7年7月15日

郡市区等医師会 御中

一般社団法人 大阪府医師会
(公印省略)

オンライン資格確認等システムにおけるスマートフォン対応に関する 掲示用素材について

平素は本会事業の推進に対し、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、標題の件につき、日本医師会より連絡及び周知依頼がありました。

本年7月から、マイナンバーカードの代わりに、マイナンバーカードの機能を搭載したスマートフォン（以下、「スマホ保険証」という。）でオンライン資格確認を行うための実証事業が行われております。（※大阪府の医療機関は、実証事業の対象となっていません。）

実証事業における窓口での動作確認や運用確認を経たうえで、本年9月ごろを目途に、環境が整った医療機関等から本格運用を開始いただけるようになる予定です。

オンライン資格確認等システムにおけるスマホ保険証対応の詳細や本格運用の開始につきましては、別途、日本医師会よりお知らせがされる予定です。

なお、医療機関におけるスマホ保険証の対応は義務ではございません。

スマホ保険証対応の仕組みの稼働開始は、本年9月ごろを目途とされていますが、6月24日からユーザーが多いiPhoneにマイナンバーカードの機能を搭載できるようになったことを受け、マイナ保険証を持たずにスマートフォンのみを持参する患者さんが見受けられるようになったとの声が、日本医師会へ寄せられているとのことです。

本件を受け、日本医師会から厚生労働省に対し、「**現時点では実証事業参加医療機関以外では利用できないこと**」、「**正式稼働後も体制が整った医療機関だけでしか利用できないこと**」の国民への周知につき、強く要請がされております。

つきましては、日本医師会にて、医療機関でお使いいただける、スマホ保険証に対応していない旨をお知らせするための掲示用素材が作成されました。

先述の通り、医療機関におけるスマホ保険証への対応は義務ではございませんので、9月の仕組み稼働後も、自院がスマホ保険証に対応していない旨を知らせるポスターも併せて作成されております。医療機関の状況に応じて印刷、ご活用ください。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会所属会員医療機関への周知方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

【別添文書】日本医師会ホームページ（下記URLもしくは下記二次元コード）から掲示用ポスターの閲覧・ダウンロードが可能です。

<https://www.med.or.jp/doctor/sys/onshi/012299.html>



一般社団法人 大阪府医師会総務課企画室
Tel.06-6763-7021